相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市千倉町北朝夷一〇五番地、最後の住所川崎市多摩区中野島四丁目一四番一号エクセルハイム三〇二

被相続人　亡　石井　則久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

川崎市川崎区砂子一丁目一〇番地二　ソシオ砂子三〇二

相続財産管理人　弁護士　大橋　賢也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県北杜市高根町村山西割二八七九番地、最後の住所山梨県北杜市高根町村山西割二八七九番地一　被相続人　亡　浅川　勝明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

事務所山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号フォワードビル四階けやき通り法律事務所　相続財産管理人　弁護士　板山　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯山市大字野坂田六四九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山本　榮一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

事務所長野県飯山市南町六番地六　らいちょう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上水内郡豊野町大字豊野二三三〇番地二、最後の住所長野県上水内郡豊野町大字豊野二三七〇番地

被相続人　亡　関　稔男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

事務所長野県上水内郡飯綱町大字牟礼二六八八番地一　相続財産管理人　髙野　哲浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市大林町二丁目五七番地、最後の住所愛知県豊田市美和町二丁目三番地市営B―一一一号　被相続人　亡　近藤　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

愛知県豊田市西町一丁目四番地　アパート組合ビル二階　愛知ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉本みさ紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市竜美西一丁目一二番地一五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　藤井　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

愛知県岡崎市祐金町一二五番地　ジブラル夕生命岡崎ビル六階　山本健司法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿讃坊明孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府福知山市字長田二六八八番地、最後の住所京都府福知山市字長田二七〇六番地の三　被相続人　亡　武田富之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

京都府舞鶴市字溝尻四二番地、事務所京都府舞鶴市字南田辺四三番地一舞邦ビル三階富永・大西法律事務所

相続財産管理人　弁護士　富永　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区醒ヶ井通高辻下る住吉町四九一番地、最後の住所京都市右京区梅津南広町八一番地の三　ユニハイム四条梅津二〇六号　被相続人　亡　明田　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

京都市中京区御幸町通夷川上る松本町五六八番地　京歯協ビル三階つくし法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐野　就平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市内本町三丁目二四番、最後の住所大阪府吹田市山田西一丁目八番三―一一〇五号　被相続人　亡　今井栄津司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館九階　相続財産管理人　新宅　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市十日市町七番、最後の住所大阪府茨木市十日市町七番二八号

被相続人　亡　塚　正喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

大阪市北区西天満四丁目九番一二号リーガル西天満ビル七〇三

相続財産管理人　弁護士　藤井　伸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市西難波町四丁目一番、最後の住所神戸市北区藤原台北町六丁目三番二号ソーシャルコート藤原台北町

被相続人　亡　小林　輝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

神戸市中央区京町八〇番　クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　幸寺　覚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大字小串五九五番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　藤田　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

山口県宇部市常盤町一丁目六番四六号

相続財産管理人　弁護士　大田　明登

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字大崎一〇一八番地、最後の住所山口県防府市桑南一丁目五番二六号

被相続人　亡　杉田　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

山口県防府市大字向島六二八番地

相続財産管理人　阿部　次男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県小豆郡土庄町甲二〇八二番地、最後の住所香川県小豆郡土庄町甲二一〇八番地

被相続人　亡　地庄　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

香川県小豆郡小豆島町中山一〇五五番地五

相続財産管理人　竹迫　龍三